

## 個人事業税の課税時期の変更

県では、例年8月に個人事業税の納税通知書をお送りしていますが、以下の市町村に住所がある方への平成27年度個人事業税の納税通知書は、所得税の申告・納付等の期限延長措置が終了したことから、12月11日にお送りする予定です。

### 1 対象市町村

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

### 2 納期限

- 第1期分 納期限 平成28年 1月 4日
- 第2期分 納期限 平成28年 3月31日

なお、税額が1万円以下の場合は、第1期分で全額を納めていただくこととなります。

- ※ 複数年分を今回申告された方は、申告年数分の納税通知書をお送りします。
- ※ 事業用資産や住宅・家財に損害を受けられた方の減免制度や課税免除制度、納税等のご相談は、最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせください。

#### 《問い合わせ先》

相双地方振興局県税部	課税第一チーム	0244-26-1126
県北地方振興局県税部	事業税チーム	024-523-4698
県中地方振興局県税部	事業税チーム	024-935-1251
県南地方振興局県税部	課税第一チーム	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	事業税チーム	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	課税チーム	0241-62-5213
いわき地方振興局県税部	事業税チーム	0246-24-6032
税務課		024-521-7068